

平成 21 年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項

1 募集人員

平成 21 年度県立中等教育学校の第 1 学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中等教育学校	160 名
愛媛県立松山西中等教育学校	160 名
愛媛県立宇和島南中等教育学校	160 名

2 通学区域

通学区域は、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則（平成 14 年愛媛県教育委員会規則第 14 号）の定めるところによる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成 21 年 3 月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校（以下「小学校等」という。）を卒業する見込みの者
- (2) 平成 21 年 3 月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者で、教育長が特別に出願を認めたもの

4 出願期間

出願期間は、平成 20 年 12 月 15 日（月）午前 9 時から同月 22 日（月）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前 9 時から午後 4 時まで（同月 22 日（月）にあっては、午前 9 時から正午まで）とする。

5 出願手続

- (1) 入学志願者は、入学志願書に入学選考料(2,200 円)に相当する愛媛県収入証紙をちょう付し、入学志願理由書、受検票及び入学予定者選考結果通知用の返信用封筒を添え、在籍する小学校等の校長（以下「小学校長」という。）を経て、志願先の中等教育学校の校長（以下「志願先中等教育学校長」という。）に提出しなければならない。
- (2) 入学志願者は、二つ以上の県立中等教育学校に出願することはできない。
- (3) 県外からの出願手続
 - ア 県外からの入学志願者は、(1)により提出する書類に県外からの入学志願事由書を添えて志願先中等教育学校長に提出しなければならない。
 - イ 志願先中等教育学校長は、志願の事由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願受付承認願 2 部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。
- (4) 海外帰国子女の出願手続
 - ア 海外帰国子女としての扱いを希望する場合は、(1)により提出する書類に海外帰国子女取扱措置願を添えて志願先中等教育学校長に提出しなければならない。
 - イ 海外帰国子女とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は平成 21 年 4 月 1 日までに県内に住居を有する予定の者で、帰国後の期間（帰国した日から平成 20 年 12 月 14 日までの期間をいう。）が 3 年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時からさかのぼり継続して 1 年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に保護者に代わる身元引受人がいる者に限る。
- (5) 小学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、平成 20

年 12 月 8 日（月）までに面接、作文及び適性検査に関する特別措置願を志願先中等教育学校長に提出するものとする。

中等教育学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを平成 20 年 12 月 12 日（金）までに教育長に提出し、協議するものとする。

6 調査書の提出

- (1) 小学校長は、調査書を平成 20 年 12 月 26 日（金）又は平成 21 年 1 月 5 日（月）若しくは 6 日（火）の午前 9 時から午後 4 時までに、志願先中等教育学校長に提出するものとする。
- (2) 小学校長は、やむを得ない事情で調査書を提出できないときは、その事情を記し、これに代わる参考資料を提出するものとする。
- (3) 志願先中等教育学校長は、調査書の内容について、必要があれば小学校長に説明を求めることができる。

7 受検票の交付

中等教育学校長は、平成 20 年 12 月 26 日（金）から平成 21 年 1 月 6 日（火）までに受検番号等を記入した受検票を小学校長を通じて入学志願者に交付する。

8 面接、作文及び適性検査

入学志願者は、面接、作文及び適性検査を受けなければならない。

(1) 面接

入学志願者全員に対して、グループ面接を行う。

(2) 作文

作文の字数は、600 字程度とする。

(3) 適性検査

入学志願者の多様な個性や能力などの優れた面を評価するとともに、関心・意欲・態度・社会性など学びへの姿勢を問うものとする。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	検 査 等
平成 21 年 1 月 9 日(金)	8:50	集 合（志願先中等教育学校体育館）
	9:00 ~ 9:30	点呼、受検上の注意
	9:45 ~ 10:35	作 文
	10:50 ~ 11:50	適 性 検 査
	11:50 ~ 12:40	（ 昼 食 ）
	12:40 ~	面 接

(5) 検査場

検査場は、志願先の中等教育学校とする。

9 入学予定者の選考

中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに面接、作文及び適性検査の結果を資料として、当該中等教育学校の特色を踏まえ、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

- (1) 調査書の記録並びに面接、作文及び適性検査の取扱いについては、次の方法により行うものとする。
 - ア 調査書の記録の評価は、50 点満点とし、評価方法等については、中等教育学校長が定める。
 - イ 面接、作文及び適性検査の評価は、それぞれ 50 点満点とする。

- (2) 入学志願理由書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選考に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。
- (3) 通域区域外からの入学志願者については、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則第4条の規定に従って選考する。

10 入学予定者の発表

- (1) 入学予定者の発表は、平成21年1月15日(木)午前9時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。
- (2) 中等教育学校長は、平成21年1月15日(木)に入学予定者の選考結果を入学志願者及び関係小学校長に通知するとともに、入学確約書の用紙を入学予定者に配布する。

11 選考結果の口頭による開示請求

- (1) 選考結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成21年1月15日(木)から1月間とする。
- (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く日の午前8時30分(1月15日(木)にあっては、午前9時)から午後5時までに、志願先の中等教育学校で行うこと。
なお、電話、はがき等による請求はできない。
- (4) 開示内容については、次のとおりとする。
調査書の記録並びに面接、作文及び適性検査の得点

12 入学予定者の手続等

(1) 入学予定者の手続

ア 入学確約書の提出

入学予定者の保護者は、当該入学予定者の受検票を持参の上、入学確約書を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。入学確約書の提出期間は、平成21年1月15日(木)の入学予定者の発表後から同月22日(木)午後4時まで(受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで)とし、この期間に提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

イ 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長は、入学予定者の保護者から入学確約書の提出があった場合、直ちに入学予定者証明書を交付するものとする。

また、中等教育学校長は、入学予定者の保護者に対し、入学予定者の住所の存する市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)の教育委員会に、入学予定者を県立中等教育学校へ就学させる旨を、交付された入学予定者証明書を添えて届け出るよう、文書又は口頭により周知するものとする。

ウ 入学の辞退

保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学予定者が入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、入学辞退届に当該入学予定者の受検票(入学予定者証明書を市町村の教育委員会へ提出していない場合は入学予定者証明書を含む。)を添えて、志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

(2) 入学予定者の欠員の補充

ア 中等教育学校長は、入学辞退その他の理由により入学予定者に欠員を生じた場合には、その都度、あらかじめ定めた補欠入学予定者を、優先順位の上位から順に、入学の意思を確認の上、入学予定者とする。この場合において、入学意思の確認は、関係小学校長を経て行うものとする。

イ 欠員の補充を実施する期間は、平成 21 年 3 月 31 日（火）までとする。

ウ 欠員の補充の手続は、(1)の入学予定者の手続に準じて行う。この場合において、中等教育学校長は、当該手続等について関係小学校長を経て通知するものとする。

13 その他

(1) 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。

(2) 出願に関して、虚偽又は不正等の事実が判明した場合は、中等教育学校長は、当該児童に係る入学予定者の決定を取り消すものとする。

(3) この要項に定めるもののほか、入学者選考に関し必要な事項は、教育長が定める。